

# R 6 営繕 自治研修センター 徳・南庄町 5 外壁改修他工事

図面番号	図面名	図面番号	図面名	図面番号	図面名
共-01	営繕工事共通仕様書 1	A-10	矩計図 3 (撤去図・改修図)	E-01	電気設備撤去図
共-02	営繕工事共通仕様書 2	A-11	矩計図 4 (撤去・改修図)		
共-03	営繕工事共通仕様書 3	A-12	天井伏図	機特-01	機械設備工事 特記仕様書
改特-01	改修特記仕様書 1	A-13	建具配置図	C-01	空調設備 既存機器表
改特-02	改修特記仕様書 2	A-14	建具表	C-02	空調設備 1階平面図
改特-03	改修特記仕様書 3	A-15	外構詳細図 1	C-03	空調設備 2階平面図
A-01	付近見取図・配置図・支障物件確認図	A-16	外構詳細図 2	C-04	空調設備 R階平面図
A-02	仮設計画図 (参考)	A-17	駐輪場・その他詳細図	C-05	空調設備 室外機施工要領参考図
A-03	1階平面図・外部仕上表	A-18	汚水処理施設 詳細図		
A-04	2階平面図	A-19	外壁改修図 1 (南面・北面)		
A-05	R階平面図	A-20	外壁改修図 2 (西面・東面)		
A-06	立面図 1 (南面・北面)	A-21	クラック集計表		
A-07	立面図 2 (西面・東面)	A-22	工程表 (参考)		
A-08	矩計図 1 (撤去図・改修図)				
A-09	矩計図 2 (撤去図・改修図)				

課長	副課長	課長補佐	主査	係長	課員	担当

章	I . 工 事 概 要	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																														
1 章 一 般 共 通 事 項	<p>1. 工事名称 R 6 営繕 自治研修センター 徳・南庄町5 外壁改修他工事</p> <p>2. 工事場所 徳島市南庄町5丁目</p> <p>3. 建物概要</p> <table border="1" data-bbox="329 226 991 331"><tr><td>建物名称</td><td colspan="3">自治研修センター</td></tr><tr><td>構造・規模</td><td>鉄筋コンクリート造</td><td colspan="2">地上2階・地下0階</td></tr><tr><td>敷地面積</td><td>10754.63 (m<sup>2</sup>)</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>延床面積</td><td>2866.44 (m<sup>2</sup>)</td><td>うち1階:</td><td>1493.48 (m<sup>2</sup>)</td></tr><tr><td></td><td></td><td>2階:</td><td>1392.96 (m<sup>2</sup>)</td></tr><tr><td>消防法施行令第181条第1項</td><td>15項</td><td colspan="2">前各項に該当しない事業場</td></tr></table> <p>4. 工事種目</p> <table border="1" data-bbox="329 367 991 451"><thead><tr><th>種 目</th><th>工 事 概 要</th></tr></thead><tbody><tr><td>建築一式工事</td><td>外壁改修工事その他付帯工事一式</td></tr><tr><td>電気設備工事</td><td>電気設備撤去・再取付工事</td></tr><tr><td>空調設備工事</td><td>室外機の工事期間中の移動に関する工事</td></tr></tbody></table> <p>5. その他 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。</p>	建物名称	自治研修センター			構造・規模	鉄筋コンクリート造	地上2階・地下0階		敷地面積	10754.63 (m <sup>2</sup> )			延床面積	2866.44 (m <sup>2</sup> )	うち1階:	1493.48 (m <sup>2</sup> )			2階:	1392.96 (m <sup>2</sup> )	消防法施行令第181条第1項	15項	前各項に該当しない事業場		種 目	工 事 概 要	建築一式工事	外壁改修工事その他付帯工事一式	電気設備工事	電気設備撤去・再取付工事	空調設備工事	室外機の工事期間中の移動に関する工事	8. 施工体制台帳及び施工体系図	<p>名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）</p> <p>(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。</p> <p>(2)施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車に配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。</p> <p>(6)再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。</p>	11. 交通安全管理	<p>とともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。</p> <p>◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと</li><li>・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと</li><li>・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと</li><li>・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと</li><li>・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある</li></ul> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1)工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2)上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3)産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。</p> <p>(4)建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。</p> <p>(5)解体前に、照明器具、変圧器及び変相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。</p> <p>(6)空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。</p> <p>(7)受注者は、建設副産物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎アスベスト</p> <p>(1)解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。</p> <p>既存の分析調査結果の貸与（<b>あり</b>・なし）。</p> <p>(2)事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。</li><li>・調査結果は3年間保存すること。</li><li>・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。</li><li>・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。</li></ul> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。</p> <p>また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。</p> <p>(1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>(4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</p> <p>(5)受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(6)受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>(7)受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バーজন材を使用する生</p>
建物名称	自治研修センター																																				
構造・規模	鉄筋コンクリート造	地上2階・地下0階																																			
敷地面積	10754.63 (m <sup>2</sup> )																																				
延床面積	2866.44 (m <sup>2</sup> )	うち1階:	1493.48 (m <sup>2</sup> )																																		
		2階:	1392.96 (m <sup>2</sup> )																																		
消防法施行令第181条第1項	15項	前各項に該当しない事業場																																			
種 目	工 事 概 要																																				
建築一式工事	外壁改修工事その他付帯工事一式																																				
電気設備工事	電気設備撤去・再取付工事																																				
空調設備工事	室外機の工事期間中の移動に関する工事																																				
II . 営 繕 工 事 共 通 仕 様 書																																					
項 目																																					
1. 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。）</li><li>・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版</li><li>・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版</li><li>・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。）</li><li>・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版</li><li>・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版</li><li>・ 木造建築工事標準仕様書 令和4年版</li><li>・ 建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説 令和2年版</li><li>・ 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。）</li><li>・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版</li><li>・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版</li><li>・ 敷地調査共通仕様書 令和4年版</li></ul> <p>また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。）</li><li>② 建築改修工事監理指針（令和4年版）</li><li>③ 電気設備工事監理指針（令和4年版）</li><li>④ 機械設備工事監理指針（令和4年版）</li></ol>	9. 電気保安技術者等	<p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</li><li>・ 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</li></ul> <p>◎工外用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人も十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建設発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p> <p>◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施については危険が予想されるときは、作業を中止すること。</p> <p>◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について県監督員と協議すること。</p> <p>◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。</p> <p>◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。</p> <p>◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認する</p>	10. 施工中の安全確保																																	
2. 優先順位	<p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 質問回答書（②から⑤に対するもの）</li><li>② 補足説明書</li><li>③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）</li><li>④ 図面</li><li>⑤ 公共建築工事標準仕様書等</li></ol>																																				
3. 工事実績データの登録	<p>(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。</p> <p>(a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(d) 訂正時は、適宜とする。</p> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>																																				
4. 工程表	<p>受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。</p>																																				
5. 工事の着手	<p>受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。</p> <p>なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日）をいう。</p>																																				
6. 施工計画書等	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p>																																				
7. 下請負人の選定	<p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指</p>																																				
				●工事名 R 6 営繕 自治研修センター 徳・南庄町5 外壁改修他工事	●図面番号 共-01	株式会社創和建築設計 一級建築士事務所 徳島市国府町花園76番地の3 Tel：088-642-5062																															
			A2：100% A3：71%	●図面名 営繕工事共通仕様書 1	●縮尺 —	徳島県知事登録 第21086号 Fax：088-642-4257 一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田 龍二																															



章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項		
1 章 一 般 共 通 事 項	26. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除	<p>公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。</p> <p>受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>								
			徳島県県土整備部営繕課		●工事名 R6営繕 自治研修センター 徳・南庄町5 外壁改修他工事		●図面番号 共-03		株式会社創和建築設計 一級建築士事務所 徳島市国府町花園76番地の3 Tel: 088-642-5062	
			A2: 100% A3: 71%		●図面名 営繕工事共通仕様書3		●縮尺 —		徳島県知事登録 第21086号 Fax: 088-642-4257 一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田龍二	

Ⅲ . 改 修 工 事 特 記 仕 様 書		特 記 事 項		特 記 事 項																																																			
項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																																																		
2 章 改 修 一 般 共 通 事 項	1. 施工条件	3 章 改 修 仮 設 工 事	●施工条件は次による ・ 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・ 本工事においては、8時00分から17時までの間で行うこと。ただし、施設管理者と協議の上決定すること。 ・ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。	5 章 地 業 工 事	1. 一般事項	◎試験杭の位置及び本数は図示による。仕様は本杭と同じとする。 ◎排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。																																																	
	2. 施工調査		◎調査期間 本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 1 週間とする。切り直し時期については、工事開始1週間前 頃とする。		2. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・ 砂利は、( 切込砂利・切込砕石・再生の(ラッシュ)ラン )とする。 <table border="1"> <tr> <th>種 別</th> <th>使用部位</th> <th>厚 さ</th> <th>粒 度 範 囲</th> </tr> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込砕石</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>正門、東門の新設土間部分</td> <td>150</td> <td>RC-30</td> </tr> </table>	種 別	使用部位	厚 さ	粒 度 範 囲	切込砂利				切込砕石				再生クラッシュラン	正門、東門の新設土間部分	150	RC-30																																	
	種 別		使用部位		厚 さ	粒 度 範 囲																																																	
	切込砂利																																																						
切込砕石																																																							
再生クラッシュラン	正門、東門の新設土間部分	150	RC-30																																																				
3. 交通誘導警備員	◎交通誘導警備員 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に20日間配置すること。 ・ 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が ( 義務付けられている ・ 義務付けられていない ) 。	6 章 コ ン ク リ ー ト 工 事	1. 一般事項	◎コンクリートの種別 ・ I 類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・ II 類 (JIS A 5308への適合したコンクリート) ◎設計基準強度 <table border="1"> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>調合管理強度 Fn (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m<sup>3</sup>)</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>18</td> <td>無</td> <td>I 類</td> <td>2.3</td> <td>土間</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>18</td> <td>有</td> <td>I 類</td> <td>2.3</td> <td>基礎</td> </tr> </table>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm <sup>2</sup> )	調合管理強度 Fn (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所	普通	21	21+S	18	無	I 類	2.3	土間	普通	21	21+S	18	有	I 類	2.3	基礎																											
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm <sup>2</sup> )		調合管理強度 Fn (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所																																															
普通	21		21+S	18	無	I 類	2.3	土間																																															
普通	21		21+S	18	有	I 類	2.3	基礎																																															
4. 産業廃棄物の処理	◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。 4t (パッキン約28m <sup>3</sup> ) <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>コンクリート (無筋)</th> <th>コンクリート (有筋)</th> <th>アスファルト</th> </tr> <tr> <td>会社名</td> <td>四国ワイルド(株) ☆優良</td> <td>四国ワイルド(株) ☆優良</td> <td>四国ワイルド(株) ☆優良</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>名西郡石井町高川原字高川原1961-1</td> <td>名西郡石井町高川原字高川原1961-1</td> <td>名西郡石井町高川原字高川原1961-1</td> </tr> <tr> <td>処分地</td> <td>名西郡石井町高川原字高川原1961-1</td> <td>名西郡石井町高川原字高川原1961-1</td> <td>名西郡石井町高川原字高川原1961-1</td> </tr> <tr> <td>運搬距離</td> <td>6.4km</td> <td>6.4km</td> <td>6.4km</td> </tr> <tr> <td>処分費</td> <td>900円/t</td> <td>1,300円/t</td> <td>1,000円/t</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td>中間処分</td> <td>中間処分</td> <td>中間処分</td> </tr> </table>	種 類	コンクリート (無筋)	コンクリート (有筋)	アスファルト	会社名	四国ワイルド(株) ☆優良	四国ワイルド(株) ☆優良	四国ワイルド(株) ☆優良	所在地	名西郡石井町高川原字高川原1961-1	名西郡石井町高川原字高川原1961-1	名西郡石井町高川原字高川原1961-1	処分地	名西郡石井町高川原字高川原1961-1	名西郡石井町高川原字高川原1961-1	名西郡石井町高川原字高川原1961-1	運搬距離	6.4km	6.4km	6.4km	処分費	900円/t	1,300円/t	1,000円/t	備 考	中間処分	中間処分	中間処分	2. 足場等	◎コンクリートの種別 ・ I 類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・ II 類 (JIS A 5308への適合したコンクリート) ◎設計基準強度 <table border="1"> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>調合管理強度 Fn (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m<sup>3</sup>)</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>18</td> <td>無</td> <td>I 類</td> <td>2.3</td> <td>土間</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>18</td> <td>有</td> <td>I 類</td> <td>2.3</td> <td>基礎</td> </tr> </table>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm <sup>2</sup> )	調合管理強度 Fn (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所	普通	21	21+S	18	無	I 類	2.3	土間	普通	21	21+S	18	有	I 類	2.3	基礎
種 類	コンクリート (無筋)	コンクリート (有筋)	アスファルト																																																				
会社名	四国ワイルド(株) ☆優良	四国ワイルド(株) ☆優良	四国ワイルド(株) ☆優良																																																				
所在地	名西郡石井町高川原字高川原1961-1	名西郡石井町高川原字高川原1961-1	名西郡石井町高川原字高川原1961-1																																																				
処分地	名西郡石井町高川原字高川原1961-1	名西郡石井町高川原字高川原1961-1	名西郡石井町高川原字高川原1961-1																																																				
運搬距離	6.4km	6.4km	6.4km																																																				
処分費	900円/t	1,300円/t	1,000円/t																																																				
備 考	中間処分	中間処分	中間処分																																																				
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm <sup>2</sup> )	調合管理強度 Fn (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所																																																
普通	21	21+S	18	無	I 類	2.3	土間																																																
普通	21	21+S	18	有	I 類	2.3	基礎																																																
5. 建設発生土の処理	◎建設発生土の処理については、「4章 土工事」に記載している。なお、場外搬出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。 なお、増額変更の対象とはしない。	4 章 土 工 事	1. 根切り	◎コンクリートの種別 ・ I 類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・ II 類 (JIS A 5308への適合したコンクリート) ◎設計基準強度 <table border="1"> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>調合管理強度 Fn (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m<sup>3</sup>)</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>18</td> <td>無</td> <td>I 類</td> <td>2.3</td> <td>土間</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>18</td> <td>有</td> <td>I 類</td> <td>2.3</td> <td>基礎</td> </tr> </table>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm <sup>2</sup> )	調合管理強度 Fn (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所	普通	21	21+S	18	無	I 類	2.3	土間	普通	21	21+S	18	有	I 類	2.3	基礎																											
	コンクリートの種類		設計基準強度 Fc (N/mm <sup>2</sup> )	調合管理強度 Fn (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所																																														
	普通		21	21+S	18	無	I 類	2.3	土間																																														
	普通		21	21+S	18	有	I 類	2.3	基礎																																														
19. 他工事との取り合い	◎他工事との取り合い区分 <table border="1"> <tr> <th>項 目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管 工 事</th> <th>空調工事</th> <th>そ の 他</th> </tr> <tr> <td>縦樋 (GLまで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盤、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排水ラライ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他	縦樋 (GLまで)	○					盤、便器等の箱入れ				○		同上補強	○					給排水ラライ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○					3. 養生	◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法: ) ◎既存部分の家具等の養生範囲は図示による。(養生方法: ) ◎仮閉仕切りは、( A種・B種・C種 ) とする。																
項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他																																																		
縦樋 (GLまで)	○																																																						
盤、便器等の箱入れ				○																																																			
同上補強	○																																																						
給排水ラライ取り付け	○																																																						
空調機器類の基礎工事	○																																																						
20. 技能士の適用	◎技能士の適用については、次の技能検定作業 (以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者	4 章 土 工 事	2. 排水	◎排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。																																																			
			3. 埋め戻し及び盛土	◎使用土は ( A種・B種・C種・D種 ) とし、機器により締め固める。 ※A種は真砂土 ◎余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。																																																			
			4. 地均し	◎建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。 ◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかけ均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐える程度に締め固める。																																																			
			5. 建設発生土の処理	◎場内敷き均しとする。																																																			
			6. 建設発生土の処理	◎現場内再生利用とする。																																																			
			4. 打継ぎの位置及び割れ誘発目地	◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3 [目地寸法] (1) (ア)による。 ◎ひび割れ誘発目地の位置 (・図示による (○) 2m毎 )																																																			
			5. びびり/コンクリート工場の指定	◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。																																																			

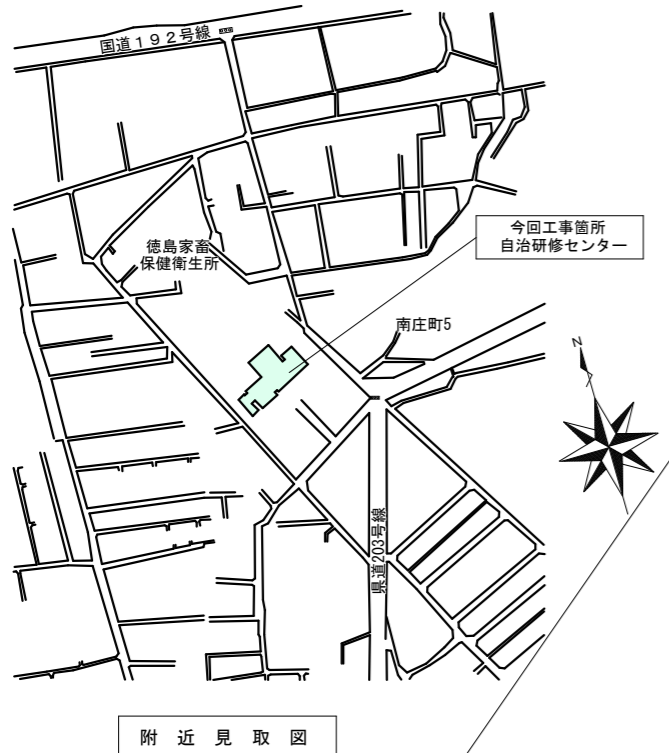
徳島県 県土整備部 営繕課	●工事名 R 6 営繕 自治研修センター 徳・南庄町5 外壁改修他工事	●図面番号 改特-01	株式会社 創和 建築設計 一級建築士事務所 徳島市国府町花園76番地03 Tel: 088-642-5062
A2: 100% A3: 71%	●図面名 改修特記仕様書 1	●縮尺 ー	徳島県知事登録 第21086号 Fax: 088-642-4257 一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田 龍二

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																							
7章	防水改修工事	1. 一般事項 2. シーリング 3. とい	10章	1. 一般事項 2. 改修工法等 3. アルミニウム製建具	<p>◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準（昭和46年建設省告示第109号）」に基づき、安全性を確認すること。</p> <p>◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。</p> <p>◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。</p> <p>◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。</p> <p>◎防犯建物部品の適用は、建具表による。</p> <p>◎防火戸の指定は建具表による。</p> <p>◎建具見本の製作及び特殊な建具の取組は、建具表による。</p>	4. せつこうボードその他ボード及び合板張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>せつこうボード JIS A 6901の規格品</td> <td>軒天 下地</td> <td>捨て貼り</td> <td>9.5</td> <td>準不燃</td> <td>小ねじ</td> <td>軽天</td> <td>シーリング 石膏ボード DB-S</td> </tr> <tr> <td>ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6301の規格品</td> <td>軒天 仕上げ</td> <td>捨て貼り</td> <td>12.0</td> <td>不燃</td> <td>接着剤</td> <td>捨て貼り</td> <td>耐湿</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。</p> <p>ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考	せつこうボード JIS A 6901の規格品	軒天 下地	捨て貼り	9.5	準不燃	小ねじ	軽天	シーリング 石膏ボード DB-S	ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6301の規格品	軒天 仕上げ	捨て貼り	12.0	不燃	接着剤	捨て貼り	耐湿
		材種・規格品					施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考																		
せつこうボード JIS A 6901の規格品	軒天 下地	捨て貼り	9.5	準不燃	小ねじ	軽天	シーリング 石膏ボード DB-S																								
ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6301の規格品	軒天 仕上げ	捨て貼り	12.0	不燃	接着剤	捨て貼り	耐湿																								
8章	外壁改修工事	1. 外壁改修の施工数量及び調査方法 2. 外壁改修工法の種類及び材料 3. 仕上げ塗材及び外壁改修工事	11章	1. タイル張り 2. 内装改修工事	<p>◎製造所：評価名簿による。</p> <p>◎建具には製作者名を表示すること。</p> <p>◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.8.1による。</p> <p>◎金属製建具に使用する下番は改標仕表5.8.2による。</p> <p>◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。</p> <p>◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレスト等の取付け位置は図示による。</p>	13章	1. 一般事項 2. 耐候性塗料塗り(DP)	<p>◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。</p> <p>◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</p> <p>◎ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。</p> <p>ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整(新規面は素地こしらえ)</th> <th>錆止め塗料塗りの種別</th> <th>上塗りの等級</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>改標表7.8.1</td> <td>R B種</td> <td>B種</td> <td>1級</td> <td>駐輪場鉄部・堅壁など</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面</td> <td>改標表7.8.2</td> <td>R B種</td> <td>改標表7.4.6</td> <td>1級</td> <td>既存鋼製建具</td> </tr> <tr> <td>ボード面</td> <td>メーカー仕様</td> <td>R B種</td> <td>—</td> <td>1級</td> <td>既存軒天ボード面</td> </tr> </tbody> </table>						区分	種別	下地調整(新規面は素地こしらえ)	錆止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備考	鉄鋼面	改標表7.8.1	R B種	B種	1級	駐輪場鉄部・堅壁など	亜鉛めっき鋼面	改標表7.8.2	R B種	改標表7.4.6	1級	既存鋼製建具	ボード面	メーカー仕様	R B種	—	1級	既存軒天ボード面
区分	種別	下地調整(新規面は素地こしらえ)	錆止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備考																										
鉄鋼面	改標表7.8.1	R B種	B種	1級	駐輪場鉄部・堅壁など																										
亜鉛めっき鋼面	改標表7.8.2	R B種	改標表7.4.6	1級	既存鋼製建具																										
ボード面	メーカー仕様	R B種	—	1級	既存軒天ボード面																										
9章	内装改修工事	1. 一般事項 2. 撤去並びに下地補修 3. 軽量鉄骨天井下地	12章	1. 一般事項 2. 撤去並びに下地補修 3. 軽量鉄骨天井下地	<p>◎標準的な曲がりの役物は一体成形とする。</p> <p>◎タイルの製造所：評価名簿による。</p> <p>◎見本焼きを（行う・行わない）。</p> <p>◎試験張りを（行う・行わない）。</p> <p>◎既製調合モルタルの製造所：評価名簿による。</p> <p>◎保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。</p>	14章	1. 門扉ポール 2. アスファルト舗装 3. 消火器ボックス 4. 補載の伐採及び伐根 5. 芝張り、吹付けは種及び地被類 6. 縁石 7. 側溝補修	<p>◎仕様 上下式チェーン内蔵柱、受け柱</p> <p>◎材質 本体：スチール製、ホルダー：機械構造用炭素鋼鋼管、冷間圧延鋼板</p> <p>◎寸法 ポール本体：φ76.3 H=727mm、ホルダー：φ114 H=890mm</p> <p>◎取付位置は施工前に監督員、施設管理者と協議してから決定すること。</p>																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>舗装の種類</th> <th>部位</th> <th>舗装の厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト</td> <td>正門・東門の床</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎再生加熱アスファルト混合物を（使用する・しない）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加熱アスファルト混合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td> <td>再生密粒度7.7/8.7/9.7混合物</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎シーリングは（行う・行わない）。</p> <p>◎アスファルト混合物の抽出試験は（行う・行わない）。</p> <p>◎切り取り試験を（行う・行わない）。</p> <p>◎表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。</p> <p>◎地域は（一般地域・寒冷地域）とする。</p> <p>◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。</p> <p>◎材質：ステンレス製SUS304（赤色）</p> <p>◎仕様：消火器格納箱10型1本入り×1、10型2本入り×1（壁付け）片開き戸 スチール製専用屋根付き</p> <p>◎寸法：高さH600×幅W235×奥行D170、高さH600×幅W460×奥行D170（屋根は専用屋根とする）</p> <p>◎取り付け方法：スチール製フックH600×幅W460×奥行D170 4本 埋込深さ4d以上とする。取付位置は監督員、管理者で協議すること。</p> <p>◎消火器本体は既存の消火器を転用すること。</p> <p>◎補載の伐採は仮設足場への干渉がない程度の最小限の伐採のとどめること。</p> <p>◎補載の伐採による既存補載の枯れるものについては現場監督員、施設管理者と協議してから伐採すること。</p> <p>◎伐根による埋め戻しは現場発生土を使用すること。</p> <p>◎上記埋め戻しによる土量不足部分に真砂土を埋め戻し土すること。</p> <p>◎芝張り</p> <p>・芝の種類は（こらいぞ・野芝）とし、工法は（目地張り・くた張）とする。</p> <p>・客土は（赤玉土 小粒）とする。</p> <p>◎枯補償期間は、引渡の日から（1年）とする。</p> <p>◎コンクリート製縁石 丸面型</p> <p>◎寸法（mm）：W×H×L=120×120×600</p> <p>◎施工位置は監督員、施設管理者と協議したのち決定すること。</p> <p>◎既存側溝を現場打ち型枠コンクリートで補修すること。設計強度18+SN/mm2、スランプ15cm</p> <p>◎施工位置：正門付近既存側溝（図示）</p>						舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)	アスファルト	正門・東門の床	50	種別	種類	備考	加熱アスファルト混合物			再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度7.7/8.7/9.7混合物										
舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)																													
アスファルト	正門・東門の床	50																													
種別	種類	備考																													
加熱アスファルト混合物																															
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度7.7/8.7/9.7混合物																														

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R6営繕 自治研修センター 徳・南庄町5 外壁改修他工事	●図面番号 改特-02	株式会社創和建築設計 一級建築士事務所 徳島市国府町花園76番地の3 Tel : 088-642-5062
A2 : 100% A3 : 71%	●図面名 改修特記仕様書2	●縮尺 —	徳島県知事登録 第21086号 Fax : 088-642-4257 一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田龍二

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																
15章	1. アスベスト含有建材の処理工事 1. 一般事項	<p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎既存のアスベスト含有建材の分析結果は(「<b>含む</b>」・ない)</p> <p>◎事前の施工調査等を改標仕1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。</li> <li>監督員へも結果を提出すること。</li> <li>調査結果は3年間保存すること。</li> <li>分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-IIによること。</li> </ul> <p>◎表示、掲示は次のとおり行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。</li> <li>「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。</li> <li>作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。</li> <li>喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。</li> </ul> <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を(「<b>行う</b>」・行わない)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部:光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。</li> <li>測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。</li> <li>報告書を(3)部作成し監督員に提出すること。</li> <li>測定場所及び箇所は図示による。測定時期(処理作業前・処理作業中・処理作業後)</li> </ul> <p>◎施工計画</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。</li> <li>アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</li> </ol> <p>◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p> <p>◎工法:塗膜剥離剤工法による。</p> <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>箇所</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一</td> <td>本館外壁面全面</td> <td>壁</td> <td>石綿含有仕上げ塗材(吹付タイル)</td> <td>2000.3m<sup>2</sup></td> <td>分析</td> </tr> <tr> <td>地上</td> <td>正門・東門・足洗い場</td> <td>壁</td> <td>同上</td> <td>100.5m<sup>2</sup></td> <td>みなし</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎隔離養生等</p> <p>◎除去したアスベスト含有仕上げ塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包すること。</p> <p>◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。</p> <p>◎施工記録等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。</li> <li>施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間保存すること。</li> <li>作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</li> </ol>	階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法	一	本館外壁面全面	壁	石綿含有仕上げ塗材(吹付タイル)	2000.3m <sup>2</sup>	分析	地上	正門・東門・足洗い場	壁	同上	100.5m <sup>2</sup>	みなし				
階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法																			
一	本館外壁面全面	壁	石綿含有仕上げ塗材(吹付タイル)	2000.3m <sup>2</sup>	分析																			
地上	正門・東門・足洗い場	壁	同上	100.5m <sup>2</sup>	みなし																			

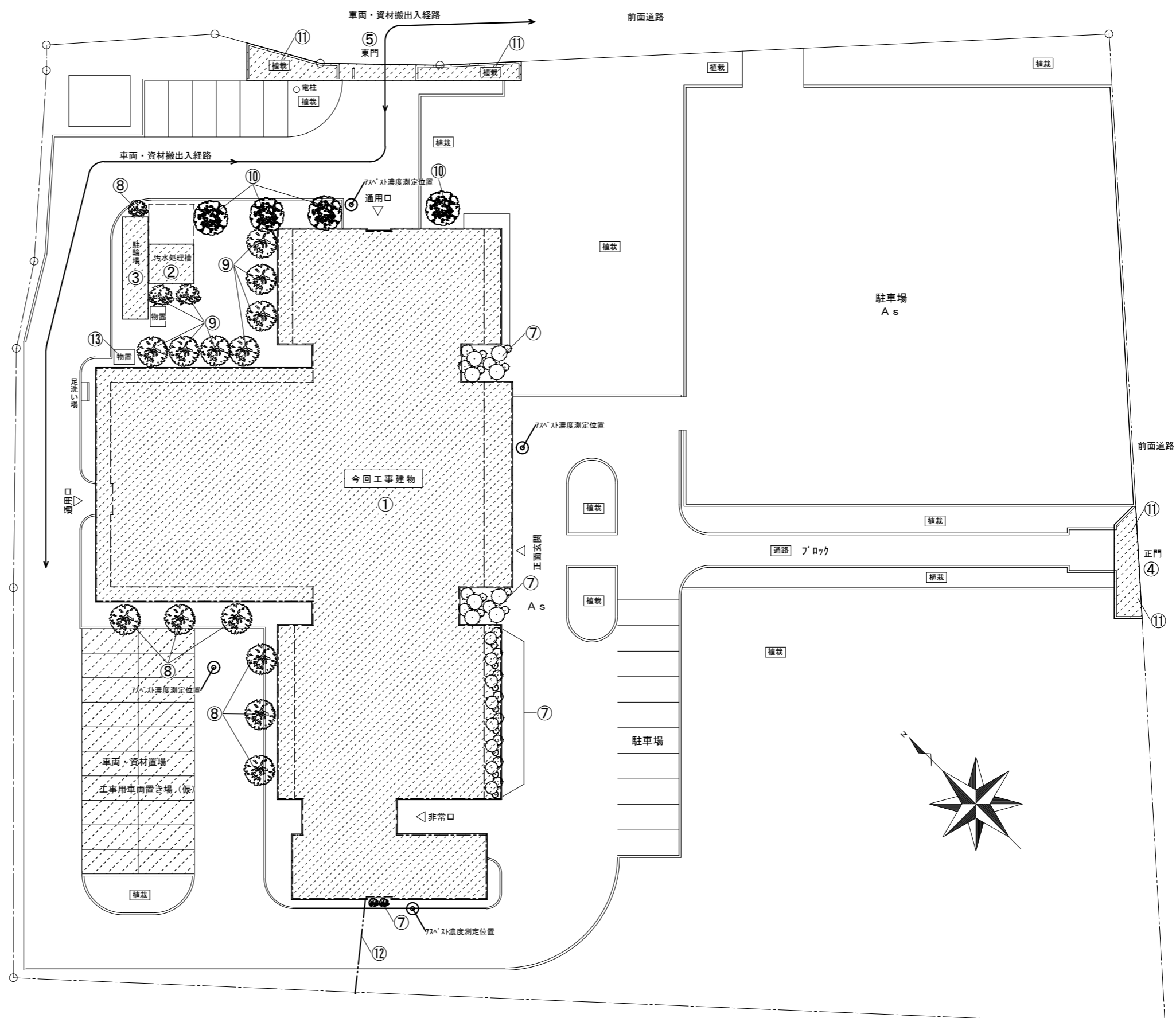
	徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R6営繕 自治研修センター 徳・南庄町5 外壁改修他工事	●図面番号 改特-03	株式会社創和建築設計 一級建築士事務所 徳島市国府町花園76番地の3 Tel:088-642-5062
	A2:100% A3:71%	●図面名 改修特記仕様書3	●縮尺 ー	徳島県知事登録 第21086号 Fax:088-642-4257 一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田龍二



**工事概要・凡例**

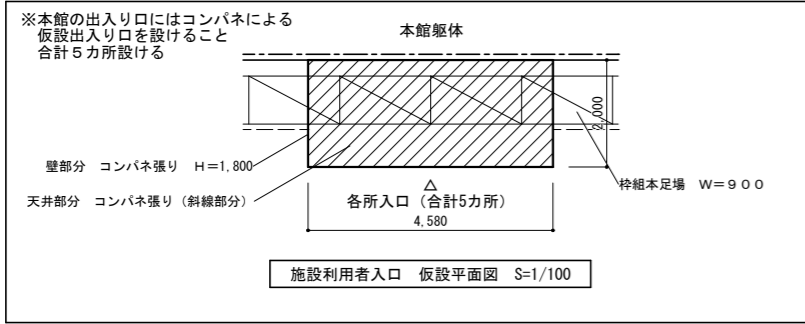
番号	工事概要	支障物件
①	本館外壁仕上げ材(7ｽｽﾞｽﾄ含有)撤去後クラックなど補修・再塗装、その他種など撤去・改修、建具塗装改修、ソーリング再充填、植栽伐採など	
②	汚水処理槽の外壁仕上げ撤去後再塗装、建具塗装改修など(7ｽｽﾞｽﾄ無し)	
③	屋外駐輪場の鉄部の塗装改修	
④	正門の鉄扉の撤去後、フェン及びびす-ﾙ新設、壁面の仕上げ撤去後再塗装	
⑤	東門の鉄扉の撤去後、フェン及びびす-ﾙ新設、壁面の仕上げ撤去後再塗装	
⑥	仮設足場 枠組み本足場W900 周囲養生シート(防災I類)	
⑦	低木 仮設足場に干渉しないようにカットする	該当
⑧	中木 仮設足場に干渉しないようにカットする 7本	該当
⑨	中木 伐根した後に真砂土で埋め戻し 9本	該当
⑩	中木 仮設足場に干渉しないようにカットする 出来るだけ植栽を残す4本	該当
⑪	低木 塗装改修に干渉しないようにカットする	該当
⑫	架空線 仮設足場に干渉しないよう注意する	該当
⑬	物置 仮設足場に干渉するので現場監督員と協議して措置を決定する	該当

...今回工事範囲を示す  
 ※7ｽｽﾞｽﾄ濃度測定位置は現場監督員・管理者で協議したのち決定すること。  
 アスベスト濃度測定位置は作業前2点、作業中4点、作業後4点計10点  
 ※工事車両置き場等は現場監督員・施設管理者で協議したのち決定すること。

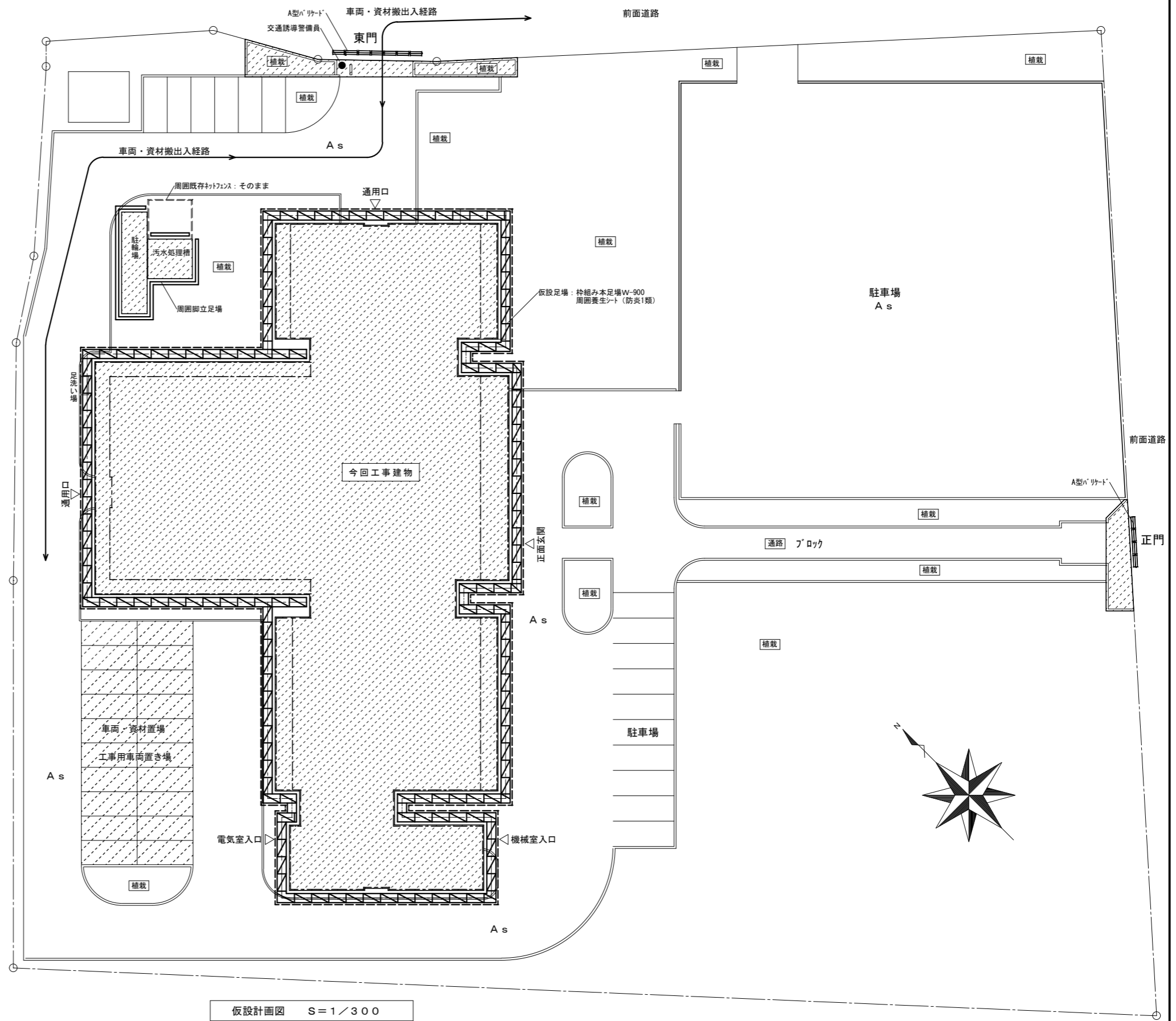


配置図・支障物件確認図・仮設計画図(参考) S=1/300





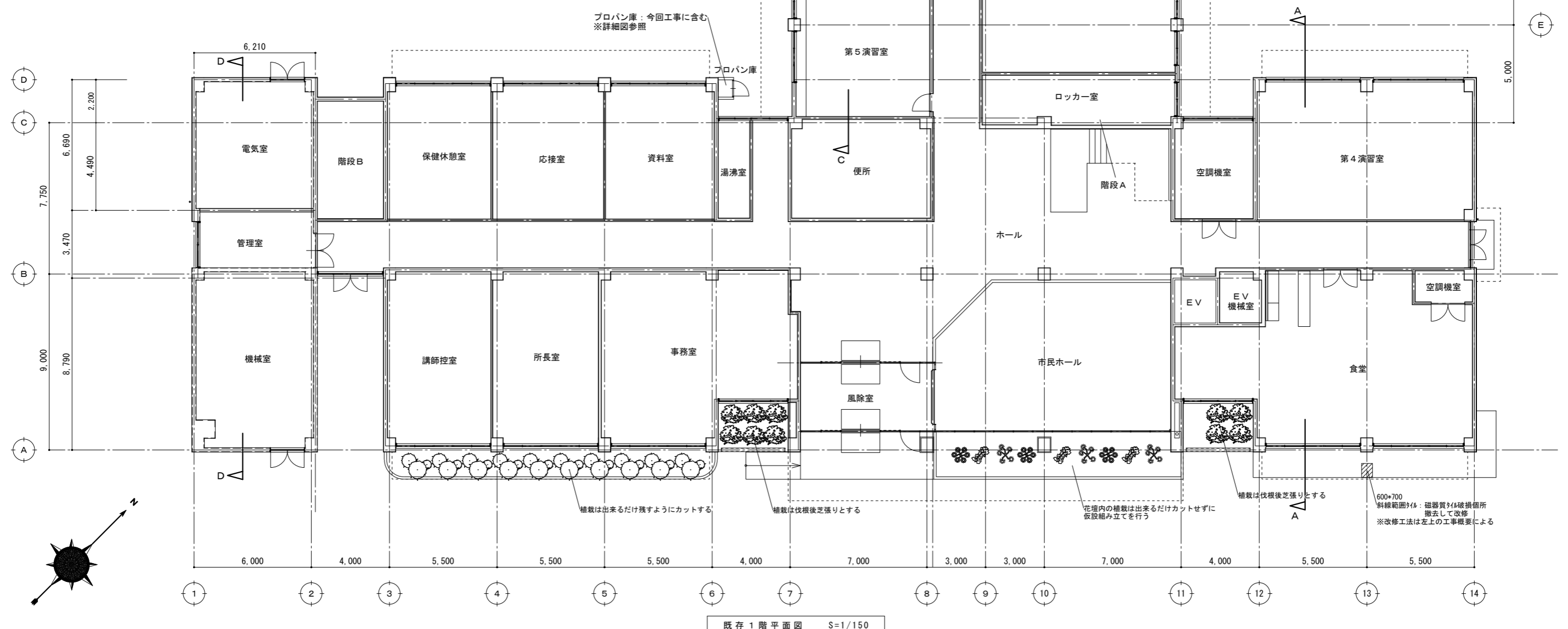
- 凡例
- …今回工事範囲を示す
  - …枠組み本足場W-900手すり先行方式を示す  
本館周長=262.36m、高さ=8.5m  
バルコニー内の足場長さ=231.68m、高さ1.8m
  - …仮設足場周囲養生シート(防災1類)を示す  
本館周長=254.68m、高さ=9.6m
  - …脚立足場を示す  
駐輪場など周囲=32.28m、高さ=1.8m
  - …A型バリケード W=1200 を示す ※門扉工事中のみ  
正門=4台、東門=7台
- ※Asはアスファルト舗装面を示す



	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R6営繕 自治研修センター 徳・南庄町5 外壁改修他工事	●図面番号 A-02	株式会社創和建築設計 一級建築士事務所 徳島市国府町花園76番地の3 Tel: 088-642-5062
A2: 100%	A3: 71%	●図面名 仮設計画図(参考)	●縮尺 1/100 1/300	徳島県知事登録 第21086号 Fax: 088-642-4257 一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田 龍二

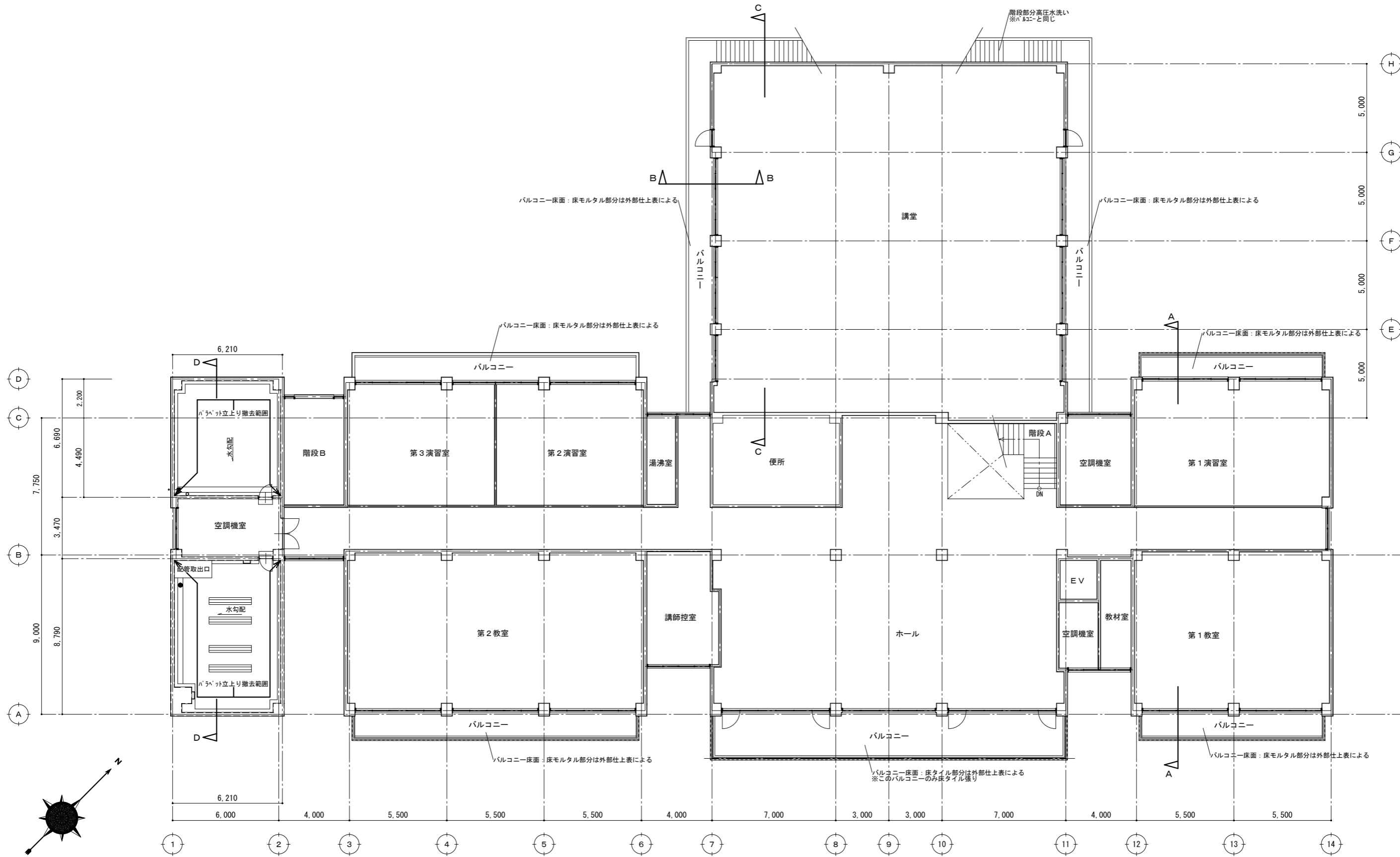
外部仕上表

部位	撤去概要	撤去概要
本館	既存20ヶ打打ち放しの上吹付け全面撤去 塗膜剥離剤工法+10% ※7A'シ含有部分あり	汚水処理
外壁	高圧水洗いの上、下地面ひび割れなど補修、下地調整後、防水形複層塗料E吹付	外壁
パノコ	既存モルタル防水の上目地切 高圧水洗い(2箇所) 施工数量調査対象	汚水処理
床面	既存のまま ※ひび割れ、浮きなど調査後に補修とする	軒表
パノコ	既存磁器質タイル欠損・浮き部分一切部分撤去 下地面ひび割れなど補修 ※平面図参照 施工数量調査対象	正門東門
パノコ	撤去面にタイル下地の土留置質100塗布 ※ひび割れ、浮きなど調査後に補修とする	外壁
パノコ	既存軟質石綿材 t=5.0既地 VP 塗装 塗装塗り替え	正門東門
軒天①	既存石綿材 t=12.0既地 VP 塗装 塗装塗り替え	鉄扉
パノコ	軒天② 既設下地25型φ303、P・B t=9.0捨て貼り 既設下地25型すべて撤去(1階玄関前)	門扉
パノコ	軒天③ 既設下地25型φ303、P・B t=9.5捨て貼りの上タイル化粧板 t=12.0突き付け張り	床面
種①	既存壁紙SPP 塗装塗り替え	消火器
種②	既存壁紙SPP 下地調整の上DP塗り替え	消火器
種③	既存壁紙SPP角型φ50 撤去受け共 ※撤去は東側出入口と北側通用口の2カ所のみ	植栽
種④	既存壁紙SPP角型φ50 タイル金物φ1000上部受け共	
種⑤	既存外部建具枠周り2成分系樹脂系タイル 外部建具枠周りはすべて撤去	
種⑥	既存外部建具枠周り 変性アクリル成分系タイルφ10×10 再充填工法	
建具	既存鋼製建具 塗装塗り替え ※7A'建具はそのまま	
建具	既存鋼製建具 下地調整の上DP塗り替え ※7A'建具はそのまま	
建具	既存鋼製建具 扉のみ撤去	
建具	7A'製扉新設	
駐輪場	既存鉄部 塗装塗り替え ※屋根部分など既存のまま	
駐輪場	既存鉄部 下地調整の上DP塗り替え	



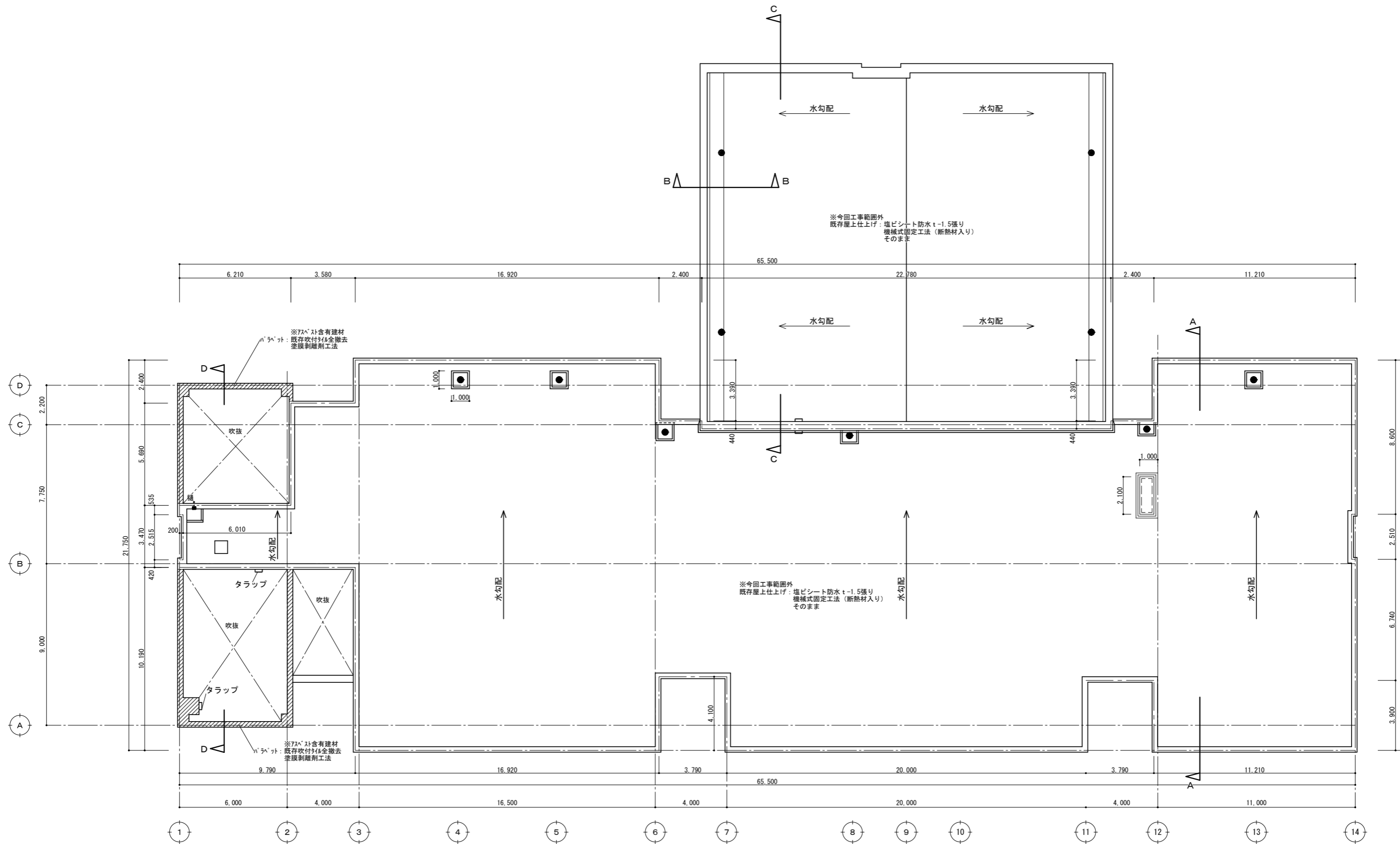
既存1階平面図 S=1/150

※植栽部分は伐採・伐根前に監督員、施設管理者と協議してから施工すること。	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R6営繕 自治研修センター 徳・南庄町5 外壁改修他工事	●図面番号 A-03	株式会社創和建築設計 一級建築士事務所 徳島市国府町花園76番地の3 Tel: 088-642-5062 徳島県知事登録 第21086号 Fax: 088-642-4257 一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田龍二
	A2: 100% A3: 71%	●図面名 1階平面図・外部仕上表	●縮尺 1/100	

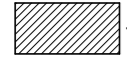


既存2階平面図 S=1/150

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R6営繕 自治研修センター 徳島県南庄町5 外壁改修他工事	●図面番号 A-04	株式会社創和建築設計 一級建築士事務所 徳島市国府町花園76番地の3 Tel: 088-642-5062 徳島県知事登録 第21086号 Fax: 088-642-4257 一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田 龍二
A2: 100% A3: 71%	●図面名 2階平面図	●縮尺 1/150	

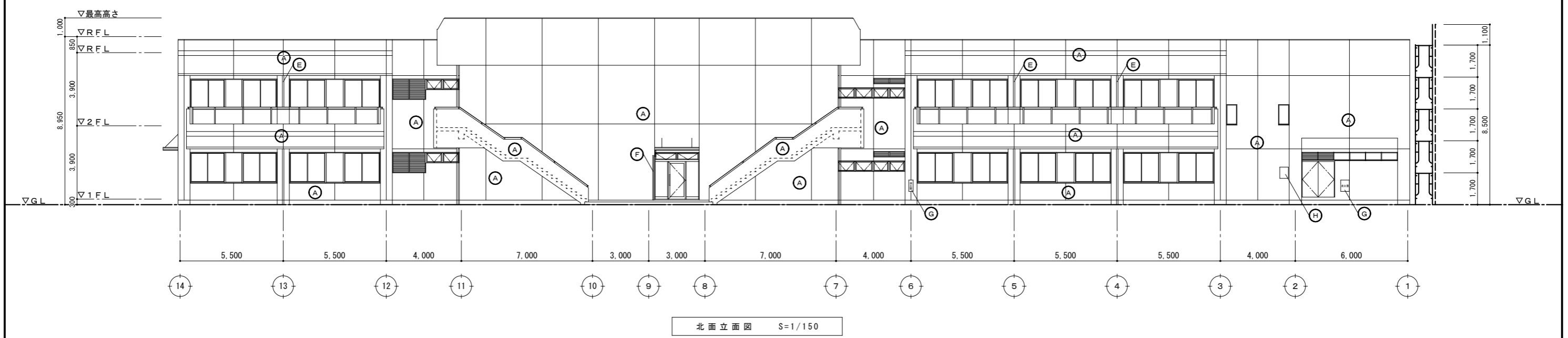
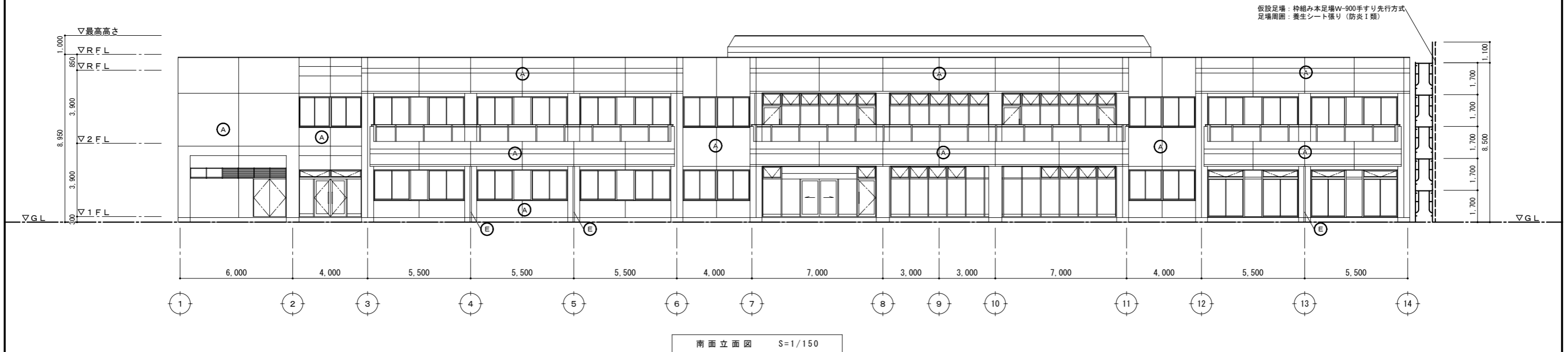


既存R階平面図 S=1/150

凡例  
 …今回工事範囲 塗膜剥離剤工法を示す

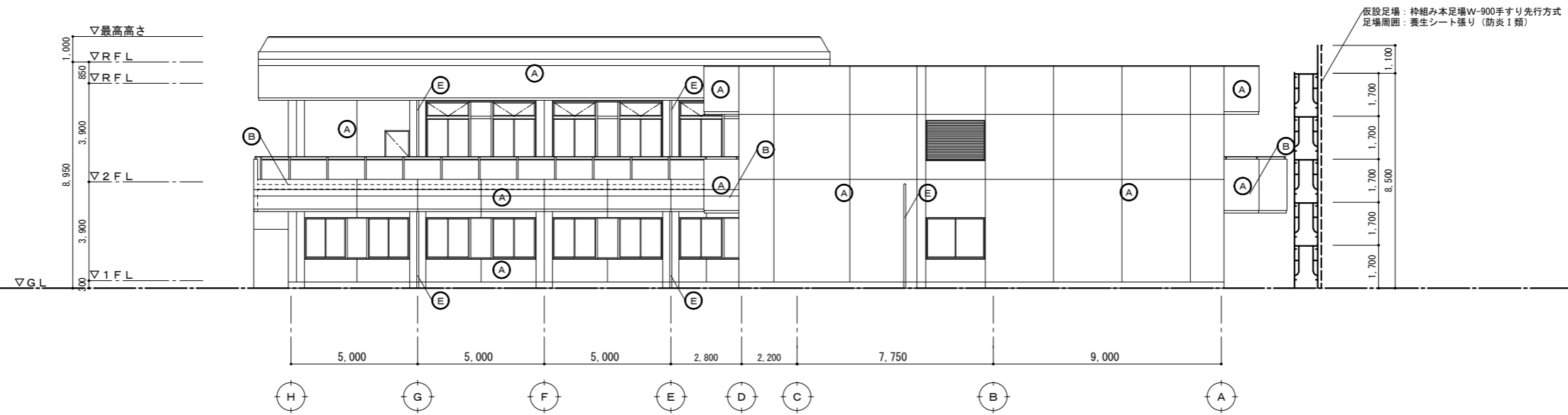
徳島県県土整備部営繕課 A2: 100% A3: 71%	●工事名 R6営繕 自治研修センター 徳・南庄町5 外壁改修他工事 ●図面名 R階平面図	●図面番号 A-05 ●縮尺 1/150	株式会社創和建築設計 一級建築士事務所 徳島市国府町花園76番地の3 Tel: 088-642-5062 徳島県知事登録 第21086号 Fax: 088-642-4257 一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田龍二
------------------------------------	--	-------------------------	---

撤去概要		改修概要		工事概要		改修概要	
外壁：コケリ打ち放しの上吹き付け仕上り全面撤去 ※7㎡未満有建材	塗膜剝離剤工法+ケレンで既存吹付け全面撤去後、高圧水洗いの上、下地面（ひび割れ、爆裂、欠損、浮き）補修の上、下地調整後、防水形複層塗材E塗り	Ⅰ	欠損（鉄筋露出部）	鉄筋防錆塗、充填工法 エポキシ樹脂モルタル充填			
バルコニー床：防水モルタル金網仕上げ 高圧水洗い ※外部階段含む	そのまま ※外部階段含む ※ひび割れ、浮きなど施工数量調査後に補修とする	Ⅱ	欠損（浅い欠損30mm以下）	充填工法 ポリマーセメントモルタル充填			
テラス・バルコニー床：磁器質タイル口-100 一部破損部分のみ撤去下地モルタル共	床下地モルタル刷毛引きの上、磁器質タイル口-100張り ※ひび割れ、浮きなど施工数量調査後に補修とする	Ⅲ	モルタル浮き部（0.25㎡未満）	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法			
建具枠シーリング：変成シリコン成分 全て撤去	建具枠シーリング再充填工法 変成シリコン成分シリコンシーリング10×10 建具全て	Ⅳ	モルタル浮き部（0.25㎡以上）	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法			
縦樋：SGP75φ 塗装塗り替え	既存縦樋SGP下地調整の上、DP塗り替え	Ⅴ	補修済部	充填工法 エポキシ樹脂モルタル充填			
縦樋：角型塩ビ製 撤去 取付金物ステンレス共	新設縦樋カラー塩ビ製角型 取付金物φ1000 上部角受けマス付き	凡例					
既存消火器ボックス 10型×1用、10型×2用 撤去	既存消火器ボックス撤去後、新設消火器ボックスSUS304 10型×2用、10型×1用壁掛け（消火器は既存のものを使用する）	長さ(mm)→クワック巾(mm)					
既存銅製電気盤 塗装塗り替え	既存銅製電気盤 下地調整の上、DP塗り替え						

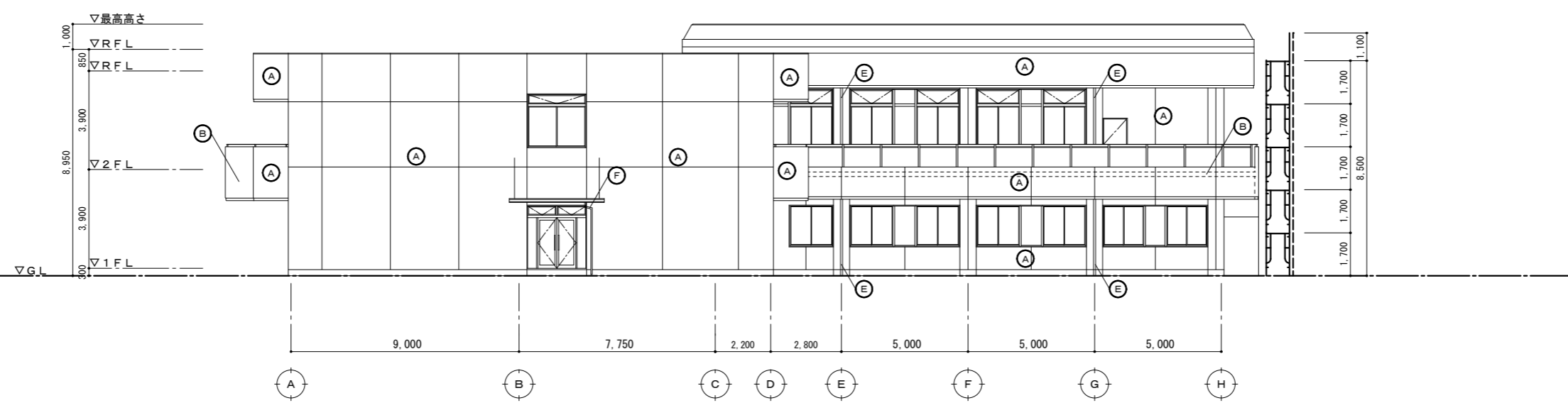


徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R6営繕 自治研修センター 徳・南庄町5 外壁改修他工事	●図面番号 A-06	株式会社創和建築設計 一級建築士事務所 徳島市国府町花園76番地の3 Tel: 088-642-5062 徳島県知事登録 第21086号 Fax: 088-642-4257 一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田龍二
A2: 100% A3: 71%	●図面名 立面図1 (南面・北面)	●縮尺 1/150	

既設面		改修概要		工事概要		現況破損部分 状況		改修概要	
外壁：コンクリート打ち放しの上吹き付け仕上り全面撤去 ※7㎡未満有建材	塗膜剥離剤工法+ケレンで既存吹付け仕上り全面撤去後、高圧水洗いの上、下地面（ひび割れ、爆裂、欠損、浮き）補修の上、下地調整後、防水形複層塗材E塗り	Ⅰ	欠損（鉄筋露出部）	鉄筋防錆塗、充填工法 エポキシ樹脂モルタル充填					
バルコニー床：防水モルタル金鍍仕上げ 高圧水洗い ※外部階段含む	そのまま ※外部階段含む ※ひび割れ、浮きなど施工数量調査後に補修とする	Ⅱ	欠損（浅い欠損30mm以下）	充填工法 ポリマーセメントモルタル充填					
テラス・バルコニー床：磁器質タイル口-100 一部破損部分のみ撤去下地モルタル共	床下地モルタル刷毛引きの上、磁器質タイル口-100張り ※ひび割れ、浮きなど施工数量調査後に補修とする	Ⅲ	モルタル浮き部（0.25㎡未満）	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法					
建具枠シーリング：変成シリコン2成分 全て撤去	建具枠シーリング再充填工法 変成シリコン2成分シーリング10×10 建具全て	Ⅳ	モルタル浮き部（0.25㎡以上）	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法					
縦樋：SGP75φ 塗装塗り替え	既存縦樋SGP下地調整の上、D P塗り替え	Ⅴ	補修済部	充填工法 エポキシ樹脂モルタル充填					
縦樋：角型塩ビ製 撤去 取付金物ステンレス共	新設縦樋カラー塩ビ製角型 取付金物@1000 上部角受けマス付き	凡例	カマク表記例						
既存消火器ボックス 10型×1用、10型×2用 撤去	既存消火器ボックス撤去後、新設消火器ボックスSUS304 10型×2用、10型×1用壁掛け（消火器は既存のものを使用する）	長さ(mm)→カマク巾(mm)	(500-0.1) 0.1~0.2mm未満	シーリング工法					
既存銅製電気盤 塗装塗り替え	既存銅製電気盤 下地調整の上、D P塗り替え	(500-0.3) 0.2~1.0mm以下	(500-1.2) 1.0mmこえる	樹脂注入工法					
				Uカットシーリング材充填工法					

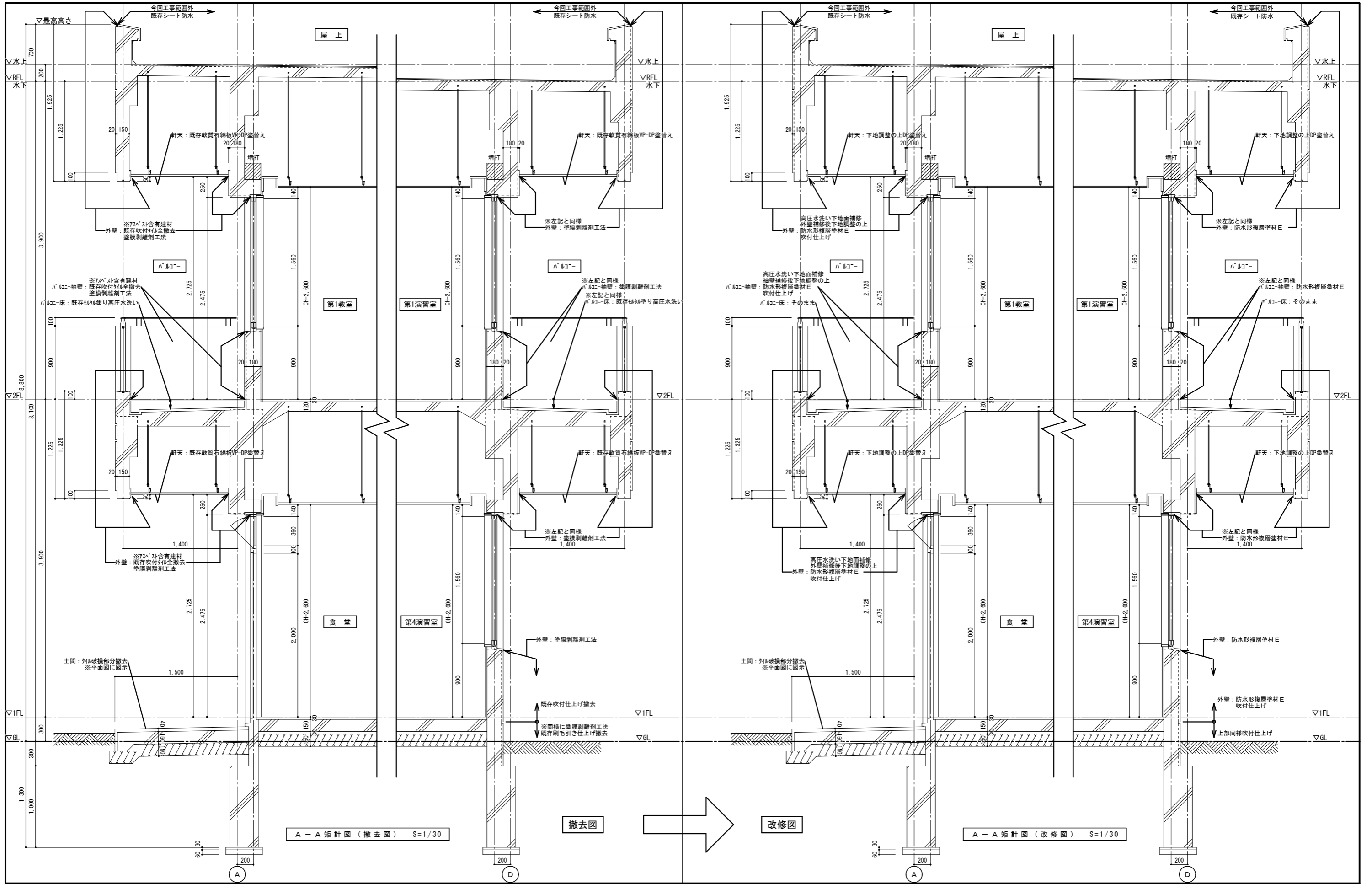


西面立面図 S=1/150



東面立面図 S=1/150

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R6営繕 自治研修センター 徳・南庄町5 外壁改修他工事	●図面番号 A-07	株式会社創和建築設計 一級建築士事務所 徳島市国府町花園76番地の3 Tel: 088-642-5062 徳島県知事登録 第21086号 Fax: 088-642-4257 一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田龍二
A2: 100% A3: 71%	●図面名 立面図2 (西面・東面)	●縮尺 1/150	



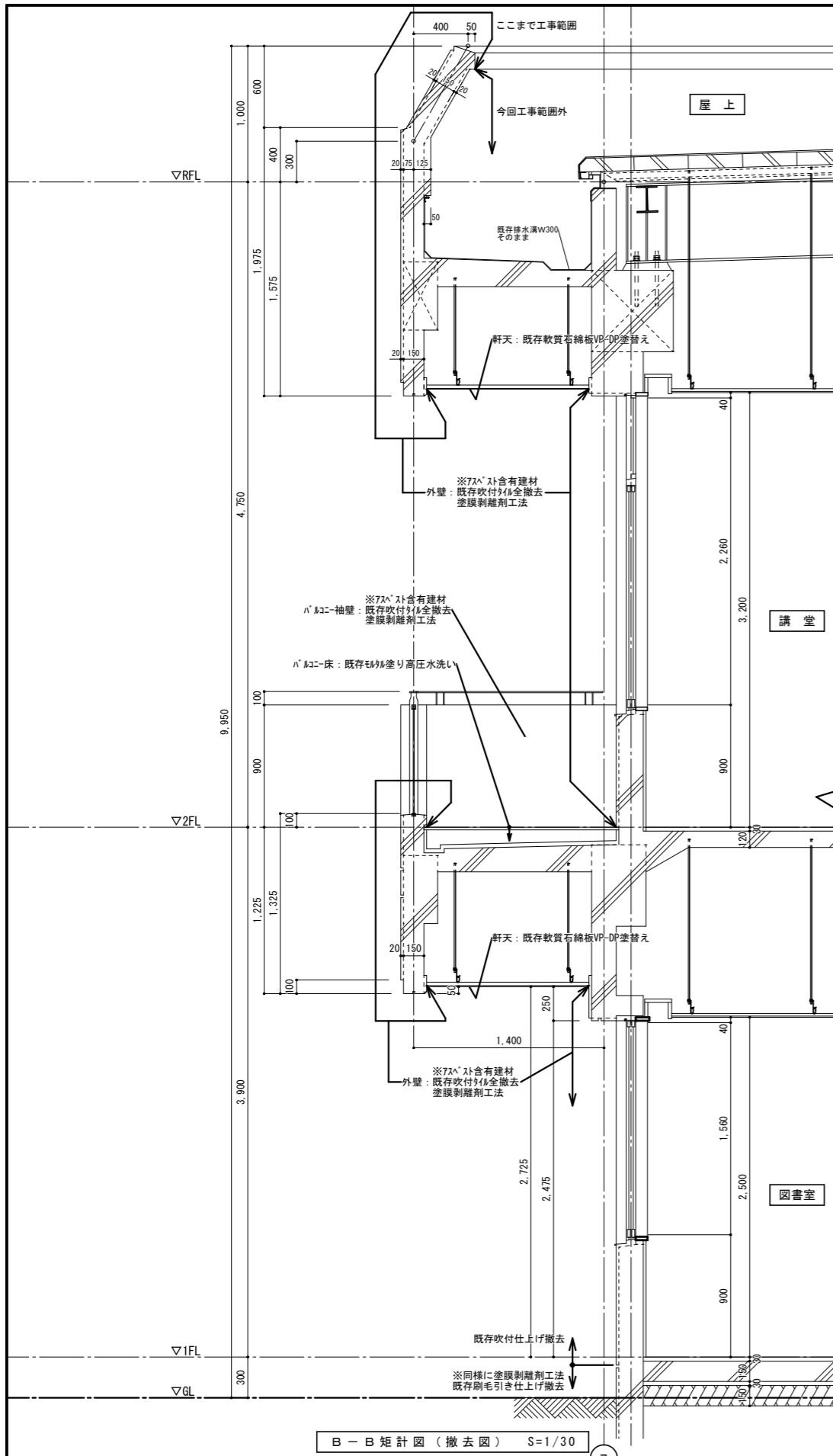
A-A 矩計図 (撤去図) S=1/30

撤去図

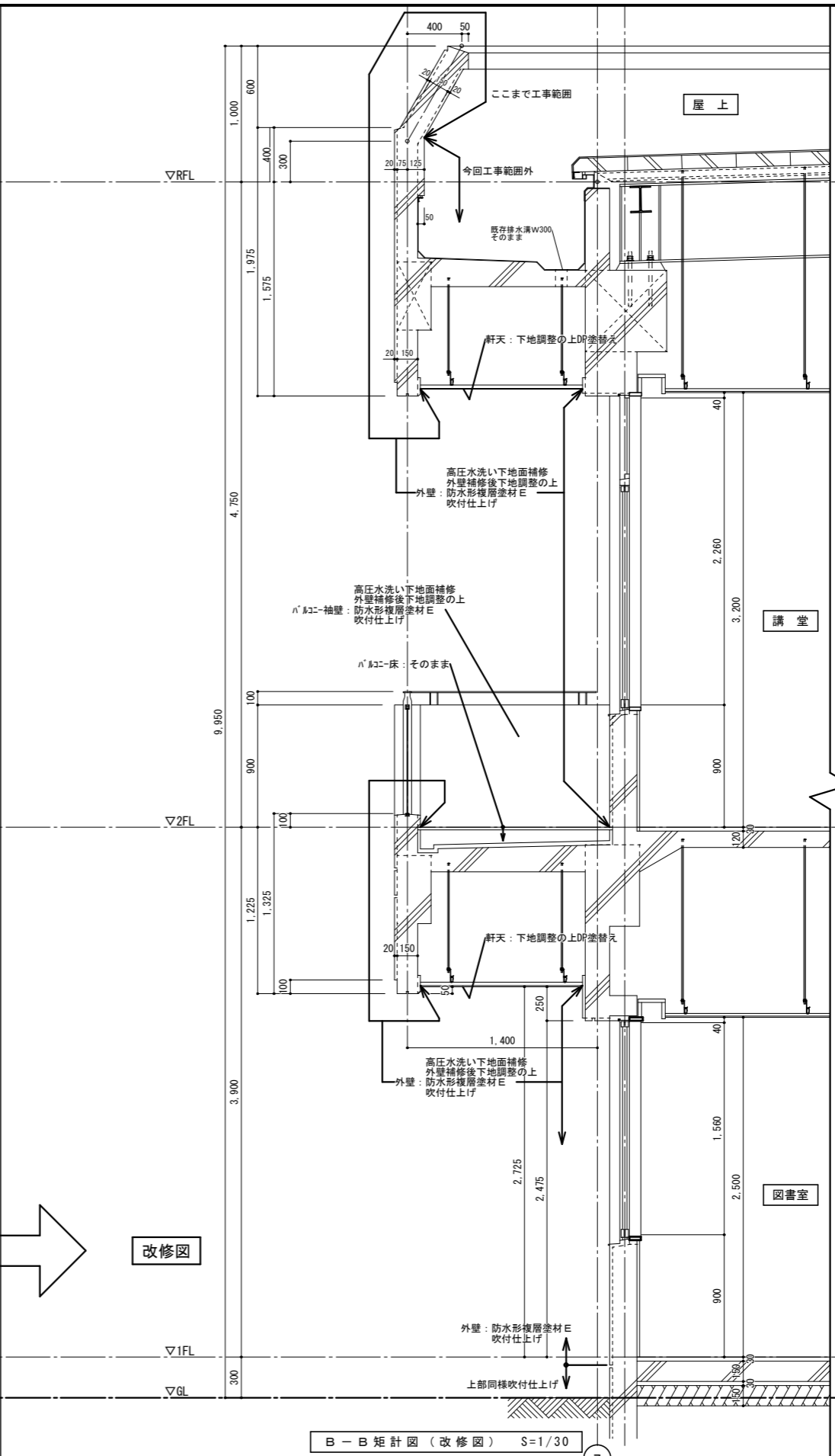
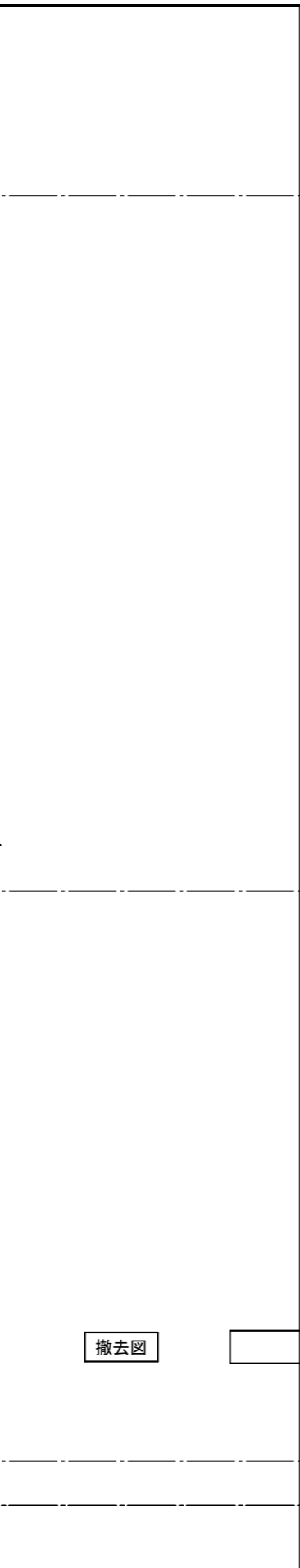
改修図

A-A 矩計図 (改修図) S=1/30

徳島県県土整備部営繕課 A2: 100% A3: 71%	●工事名 R6営繕 自治研修センター 徳・南庄町5 外壁改修他工事 ●図面名 矩計図1 (撤去図・改修図)	●図面番号 A-08 ●縮尺 1/30	株式会社創和建築設計 一級建築士事務所 徳島市国府町花園76番地の3 Tel: 088-642-5062 徳島県知事登録 第21086号 Fax: 088-642-4257 一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田 龍二
------------------------------------	--	------------------------------	--



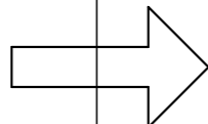
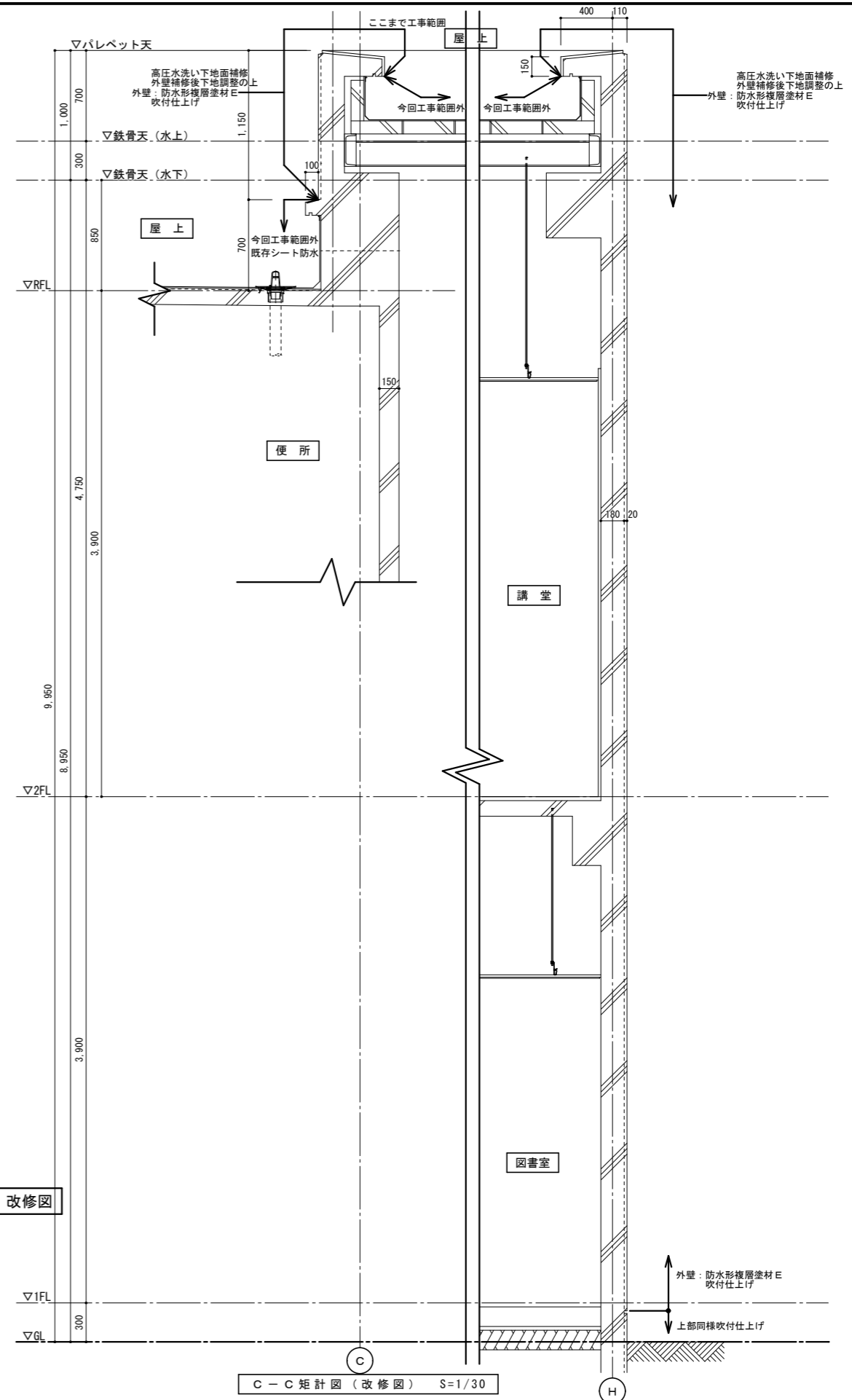
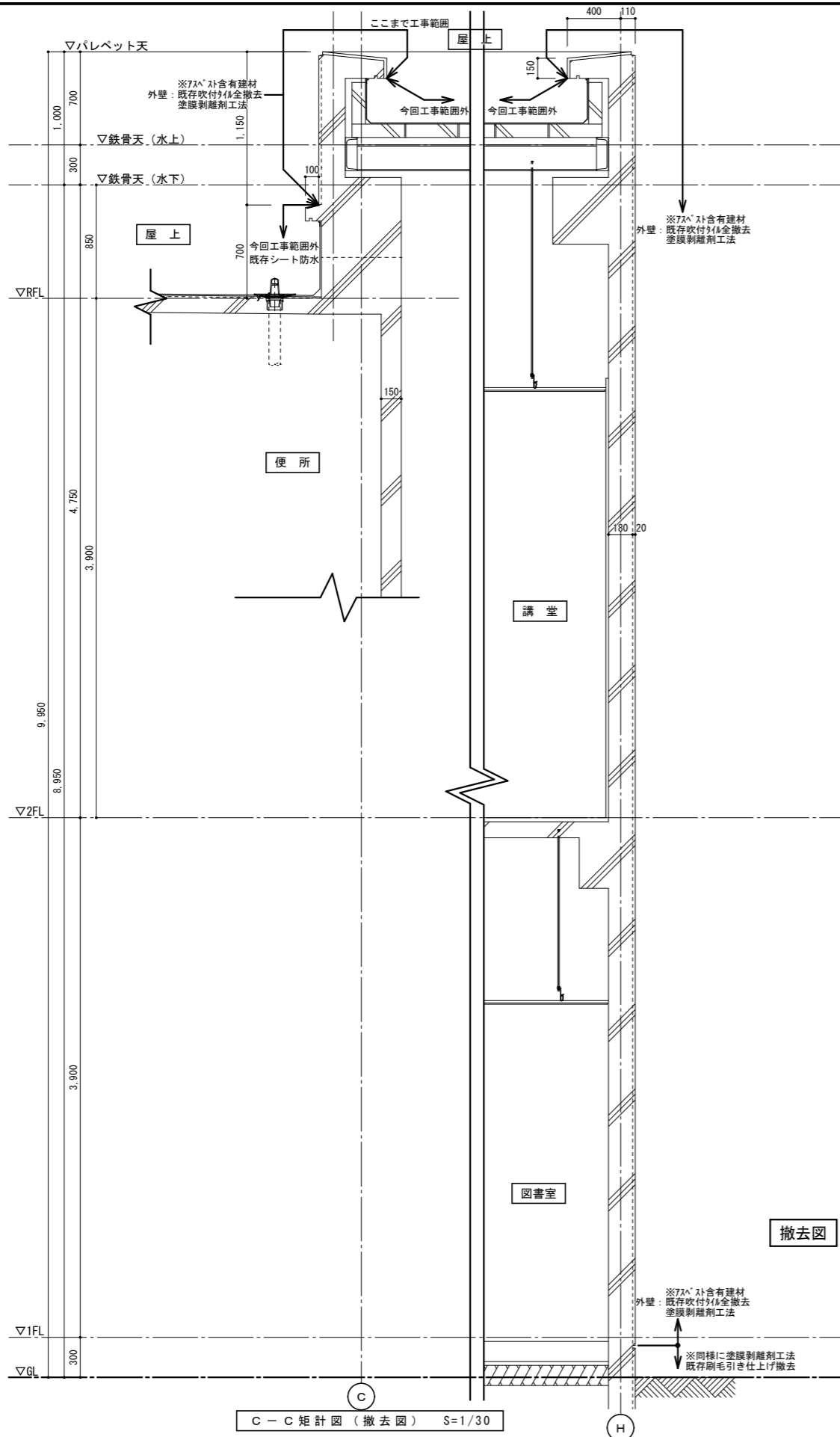
B-B 矩計図 (撤去図) S=1/30



B-B 矩計図 (改修図) S=1/30

徳島県土整備部営繕課 A2: 100% A3: 71%	●工事名 R6 営繕 自治研修センター 徳・南庄町5 外壁改修他工事 ●図面名 矩計図2 (撤去図・改修図)	●図面番号 A-09 ●縮尺 1/30	株式会社創和建築設計 一級建築士事務所 徳島市国府町花園76番地の3 Tel: 088-642-5062 徳島県知事登録 第21086号 Fax: 088-642-4257 一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田 龍二
-----------------------------------	---	------------------------	--





徳島県県土整備部営繕課 A2: 100% A3: 71%	●工事名 R6 営繕 自治研修センター 徳・南庄町5 外壁改修他工事 ●図面名 矩計図3 (撤去図・改修図)	●図面番号 A-10 ●縮尺 1/30	株式会社創和建築設計 一級建築士事務所 徳島市国府町花園76番地の3 Tel: 088-642-5062 徳島県知事登録 第21086号 Fax: 088-642-4257 一級建築士大臣登録 第378337号 鎌田 龍二
------------------------------------	---	------------------------------	--